

種名が「ノネコ」の猫はいません。

昭和 48 年に動物愛護法（但し略称・旧保護法）が出来る前の昭和 24 年、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護法）に、当時の林野庁（以下、国）がノネコを定義して、狩猟鳥獣にしました。

鳥獣保護法の「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

動物愛護法の「猫」は飼い主や取扱者がいるいないに関わらず「愛護動物」とされ、狩猟の対象にはなりません。

猫の種名は *Felis silvestris catus* または *Felis catus* で、国が古い時代に理屈立てして定義した「ノネコ」に世界共通の種名はありませんが、現在でも鳥獣保護法の狩猟鳥獣に「種名 *Felis catus*（ノネコ）」として、捕獲や殺傷が続きます。

その結果、動物愛護法が出来てからも、愛護動物の猫が狩猟鳥獣と判断され、自治体などの施策や措置などとして捕獲＝狩猟されます。しかし、猫は愛護動物ですから「捕獲殺傷」が困難のため、全国各地の自治体担当部局だけに限らず、警察や国民の混乱が続きます。

猫が狩猟鳥獣に定義され続けていることについては、適切な機会や様々な方法などで、国に対して鳥獣保護法の狩猟鳥獣から外すことを伝え続け、働きかけていますが、現在でも昭和 24 年当時の国の理由＝理屈を受け継いだ定義がそのままです。

愛護動物の猫がどのような環境で、習性、生理、生態、本能の下に生息を繰り返しても、学術的な権限や権威の国際的な機関が定めた種名「イエネコまたはネコ」以外の猫は産まれません。

以上の通り、古い時代から受け継がれてしまっている国の過ちを正す目的から、数十年に渡り鳥獣保護法の狩猟鳥獣に規則されている「種名 *Felis catus*（ノネコ）」を外す活動を続けますが、現在に至り、国は狩猟鳥獣から外さない理由や理屈を、多方面からの情報などをあらたに組み入れるなどで、古い考えを更に高めています。

数十年の間受け継がれ続ける法律でもあり、変えるのは簡単ではないことと思うのですが、国のどなたかが、いつか勇気を持って狩猟鳥獣から外す時を目指し、皆さまへのご理解やご協力をお願いしながら、市民の小さな声を大きく強く伝え続けます。

ホームページなどで、情報の伝達などに努めながら、事態の好ましい推移を願うばかりです。何とぞよろしくお願い申し上げます。

